

## 第 4 6 8 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当でないので取り消し、改めて、公開又は非公開の決定を行うべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

1 令和 3年12月 3日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

①2021年11月30日公表された、学校のジャージ等自由（購入）化についてわかるもの（以下「本件請求内容①」という。）

②2021年12月 1日校長連絡会で連絡、説明等された上記の内容および資料（以下「本件請求内容②」という。）

③2021年12月 1日校長連絡会で配布された資料一式

2 同月14日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求内容①及び②に係る対象文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）について、存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分の他に一部公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

### 第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は本件各対象文書を公開しない理由として以下のとおり主張している。

(1) 本件請求内容①について

本件請求内容①に係る内容は、名古屋市会（令和 3年11月定例会）で教育長が答弁したもののだが、公表のための文書等を作成しておらず、対象となる行政文書は存在しない。

(2) 本件請求内容②について

本件請求内容②に係る内容は、校長連絡会において口頭で説明したのみ

であり、文書等として配付したものはなく、対象となる行政文書は存在しない。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求人は、本件請求内容①において「公表された、学校のジャージ等自由（購入）化についてわかるもの」を求めているが、実施機関は、学校のジャージを自由化するという公表はしていない。一方で、本件請求内容①は、名古屋市会令和 3年11月定例会における教育長答弁（以下「本件答弁」という。）に係る内容と考えられたことから、本件答弁を請求に係る内容として特定した。

(2) 請求内容①は「公表した内容」を求めているが、請求に係る内容は市会における答弁であるから、公表のための文書等は作成していないため、対象となる行政文書は存在しない。

(3) また、審査請求人は、本件審査請求において「教育長が答弁した内容のわかるものが文書としてあるといえる」と述べている。しかし、仮に、請求に係る内容に関して教育長が答弁する際に読み上げるための文書がその場で存在したとしても、当該文書は答弁するために一時的に用いるものであって、組織的に共用した状態で保管するものではなく、実施機関が管理する行政文書には該当しない。本件答弁は、一年間は名古屋市公式ウェブサイトで見聴できるし、後日正式な会議録も作成されるのであるから、当該文書を実施機関として保存年限を定めて保存する理由はない。したがって、対象となる行政文書は存在しない。

(4) なお、本件答弁の内容は情報提供しているものであり、さらに名古屋市公式ウェブサイトより市会の様子について録画中継を見聴できる旨も情報提供しているのであるから、審査請求人の知る権利は担保されている。

(5) 審査請求人は「校長連絡会で連絡、説明等された」内容の資料を求めているが、決定通知書のとおり、校長連絡会においては、校則の見直しに当たっては幅広い議論がなされることを口頭でお願いしたのみであるから、資料は不要であって、対象となる行政文書は存在しない。

(6) 審査請求人は、本件審査請求において「各学校の規則等を変更することを求めることになる」ことから、「根拠になるものが資料としてある」などと述べているが、本件答弁のとおり、実施機関は学校に対してそのよう

なことを求めておらず、このような主張は、事実誤認に基づくものであり、理由がなく、そもそも失当である。

- (7) 本件公開請求及び本件審査請求の記載内容から、審査請求人は「実施機関が学校のジャージを自由化する方針を公表した」と考えていると思われる。しかしながら、実施機関が学校のジャージを自由化した事実はない。
- (8) 各学校のジャージの自由化をする場合、一つには教育委員会が本市の教育行政の方針としてジャージの制式化を禁止する方法があるが、実施機関がこのような方針を立てたことはない。実際、本件答弁でも「生徒が着たいと思えるようなデザインのジャージを提供すべきではないか」、「実施機関主導で、コンペ形式のジャージ選定を行ってはどうか」という議員の提案に対し、ジャージは各学校が校則の中で定めているものである旨を答弁し、実施機関としてジャージの制式化を禁止する等の答弁はしていない。
- (9) したがって、審査請求人が「実施機関が学校のジャージを自由化する方針を公表した」と考えているならば、それは事実誤認である。
- (10) なお、各学校のジャージの制定など服装規制は各学校長が校則等の学校内規として定めているものであるが、判例上、このような校則の制定は学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において認められており、その制定権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。このため、実施機関は、ジャージを自由化するよう各学校の校則を改めさせる権限を有しておらず、各学校の規則等を変更することを求めた事実もない。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分通知書にある公開しない理由は、非公開の理由に当たらない。

教育長が議会において答弁したとされる内容についての請求内容について、文書等を作成していないことは、ありえないとしかいいようがない。

- (2) 教育長が記憶していることを議会で説明されたということは、無責任す

ざる行為である。関係する資料をもとに、答弁内容を文書化して、それをもとに答弁しているといえる。

(3) 教育長が答弁した内容のわかるものが文書としてあるといえる。今後の各学校への働きかけを考えると、記憶だけをもとに伝え合っていくとは考えられない。本件公開請求の際に文書は存在していたといえる。

(4) 答弁内容は、一定の経緯のあとなされていることといえるので、少なくとも「自由～」について決まった内容があるといえる。

(5) 同様に、校長連絡会において口頭で説明がなされたとあるがこれまでの各学校の規則等を変更することを求めることになることであり、説明の前段として、根拠となるものが資料としてあるといえる。単に、自由化でいいですよということだけでは、配慮事項を含むことは、文書化、資料がなければ困難であるといえるからである。そんなに簡単にやれることなら、わざわざ答弁等することでもないといえる。

(6) ジャージの変更にもなって、業者にも関係することであり、口頭のみでのやり方でスムーズに行くとは考えにくい。具体的に実施機関がどのように今回の決定もしくは指針を決めたのかも含め、公開されることを望む。ある意味評価される取り組みであり、ぜひ知りたいところである。まったく、何も公開しないとされた決定は、知る権利をおかしているといえるので審査請求にいたった。

(7) 本件答弁に至るまでの経過について、実施機関及び事務局で取り上げられたきっかけや理由があると想定される。それを受けて、どのように対応等するのか検討されたといえ、それらの経過、記録等は当然あるといえる。まったく記録等なく答弁がなされたとしたら、議会軽視と指摘されることになりそうである。

(8) 原稿等を読まなかったとしても、資料等は手元にあることは、正確を期す議会答弁としては当然であるといえる。

(9) 教育長答弁の概要があることは、もとがあるといえるから、審査請求人はもとの公開を求める。録画中継を視聴ということについて、概要と同じで、もとの公開を求めるものである。答弁の原稿、文書の公開を求めるものであることを理解してもらいたい。

(10)校長連絡会における説明の概要についても、概要というからには、もとがあるということであり、公開を求める。

(11)校長連絡会でお願いするに至った経過、各学校での取り組みについて等具体的に説明を求めるものである。さらに「ジャージ」の導入の理由、根拠及び関係する会議、話し合い等、及び担当課等について、明確にしてもらいたい。それなくしてあたかも口頭のみですすめられたかのような弁明は、説明とはいえない。不存在ということ述べたいための言い逃れとしか言えないからである。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

実施機関が、本件各対象文書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件処分の妥当性について

#### (1) 本件答弁について

ア 本件答弁は、令和 3年11月30日に行われた名古屋市会令和 3年11月定例会における、名古屋市会議員からのコンペ形式による学校指定のジャージの選定に関する質問に対して、教育長が行った答弁である。なお、実施機関に確認したところ、本件答弁にあたり教育長が答弁の内容を読み上げる文書（以下「本件答弁書」という。）が作成されたとのことであった。

イ 名古屋市会ウェブサイトにおいて公表された情報によると、本件答弁の内容はおおむね以下の通りである。

ジャージは制服やかばんなどと同様に、各学校が校則の中で定めている。現在、各学校において、生徒や保護者等の意見を聞きながら、校則の見直しを進めている。その中で、ジャージの選定についても、自由化

を含めて幅広い議論が進むことを促していく。

(2) 本件請求内容①について

ア 審査請求人は上記第 4の 2(1) から(3) において、本件請求内容①は本件答弁の内容に係る請求であり、本件答弁の内容がわかるものについて実施機関が文書を作成しているものと主張している。

イ 一方、実施機関は、審査請求人が「実施機関が学校のジャージを自由化する方針を公表した」と考えているという前提のもと、本件請求内容①を「公表した内容」とであると解していることから、実施機関は本件答弁の内容は本件請求内容①に当たらないと判断したと伺われる。

ウ しかしながら、本件公開請求において、審査請求人は学校のジャージ等自由（購入）化についてわかるものを求めており、審査請求書において上記アのとおり主張していることからすれば、実施機関は、本件請求内容①を限定的に解釈していると言わざるを得ず、本件請求内容①には本件答弁の内容がわかるものが含まれると解するべきである。

エ なお、実施機関は本件答弁の内容がわかる文書として本件答弁書を作成したと述べているが、上記第 3の 2(3) のとおり行政文書の該当性について主張しているため、本件答弁書が行政文書に該当するか否かについて、以下の検討を行う。

(ア) 行政文書とは、条例第 2条第 2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

(イ) 条例が定める実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理しているものとは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実態を備えた状態、すなわち、組織として、業務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものをいうと解される。したがって、行政文書該当性は、当該文書の作成又は取得、利用、保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断すべきである。

(ウ) 本件答弁書が、教育長が市会において答弁の内容を読み上げる原稿として実施機関の職員が職務上作成した文書であり、答弁の内容について実施機関内で意思決定がなされたうえで答弁が行われたこ

とからすると、実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理する文書であり、本件答弁書は行政文書に該当するものと認められる。

(エ) なお、実施機関は上記第 3の 2(3) のとおり、答弁書は保存年限を定めて保存する理由がないと主張するが、本件答弁書の行政文書該当性は上記(ウ) のとおりであり、名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年 4月 1日名教委訓令第 3号）第 7条別表第 2に定める、資料文書のうち随時発生し、短期に廃棄する軽微な文書に該当し、同表において保存期間を事務処理上必要な 1年未満の期間としていることからすると、実施機関の主張は妥当であるとはいえない。

(オ) したがって、本件答弁書は本件請求内容①の対象となる行政文書として特定すべきであると認められる。

オ 以上のことから、実施機関は本件答弁書を特定するとともに、本件請求内容①の対象となる文書が他に存在しないかを改めて探索し、存在する場合にはそれらも特定し、公開又は非公開の決定を行うべきである。

### (3) 本件請求内容②について

ア 本件請求内容②は、本件答弁を受けて本件校長連絡会において実施機関が説明した内容がわかるものと解される。

イ 実施機関によれば、本件校長連絡会における実施機関の説明は以下のとおりとのことであった。

11月議会において、生徒が着たいと思えるようなデザインのジャージを提供すべきではという質問があった。現在、各学校において、生徒や保護者等の意見を聞きながら、校則の見直しを進めているところだと思うが、その中で、ジャージを変更する際には、例えば自由化も含めて幅広い議論がなされるようお願いする。

ウ 本件校長連絡会における説明が上記イの内容であり、本件校長連絡会が本件答弁の翌日に行われたことを踏まえると、本件校長連絡会における本件答弁に関する説明を口頭のみで行ったとして、本件請求内容②に対応する文書を作成しておらず存在しないとする実施機関の主張は特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、

上記 3において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年12月28日	諮問書の受理
令和 4年 5月23日	弁明書の写しの受理
7月27日	反論意見書の受理
令和 7年 3月21日 (第82回第 1小委員会)	調査審議
4月21日 (第83回第 1小委員会)	調査審議
5月22日 (第84回第 1小委員会)	調査審議
6月26日 (第85回第 1小委員会)	調査審議
7月24日 (第86回第 1小委員会)	調査審議
7月30日	答申

#### 第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

1 令和 7年 5月26日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 7年 6月16日までの意見書及び資料の提出を求めた。

※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、類似事案を整理した上で、4つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

2 令和 7年 6月 2日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書の提出があった。

3 同月26日及び同年 7月24日、審査会は、上記 2の意見書を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 平林美紀、委員 米澤孝充